

公益財団法人日立地区産業支援センター寄附金等の取り扱い
に関する規程

令和 8 年 4 月 1 日

規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日立地区産業支援センター（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 財団が常時募金活動を行い、寄附者（個人又は団体）から使途の特定がなされないで受領する寄附金
- (2) 指定寄附金 財団が使途を特定して寄附者（個人又は団体）から受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、現金等のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第 3 条 財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の 50% 以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(指定寄附金)

第 4 条 理事長は、指定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成しなければならない。

2 指定寄附金は、寄附金の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

- 3 指定寄附金を財団に寄附しようとする者は、第1項に定める資金
使途の中から使途を指定するものとする。

(特別寄附金)

第5条 財団は個人又は団体から特別寄附金を受領することができる。
る。

- 2 前項の寄附金について一個人又は一団体から1件につき100万
円以上の寄附となる場合は、その受領について理事会の承認を受け
なければならない。

(受入基準)

第6条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある
場合には、当該寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法
人の認定等に関する法律第5条第20号に規定する者以外の個人
又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす
結果となる場合
- (3) 寄附の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場
合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務、財政、又は名誉に負
担又は支障が生じると認められるもの、財団が受け入れるには社
会通念上不適當と認められるもの及びその他寄附金等が定款第3
条に定める目的の達成に資するものでないと判断される場合

(受入手続)

第7条 寄附金等を財団に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法
によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 財団は、前項により寄附金の申込を受理したときは、前条の基準
に該当しないことを確認し、寄附金の受入れを行う。

- 3 寄附金等の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知
するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付す
る。

(寄附金の使途)

第8条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用する。

2 指定寄附金については、寄附目的事業に使用する。

3 特別寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(募金目論見書の交付等)

第9条 指定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第10条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に交付するものとする。ただし、寄附者が特定できない場合はこの限りでない。

2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第11条 財団は、指定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、指定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第12条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第 13 条 寄附者に関する個人情報については、別に定めるプライバシーポリシーに基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（その他）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取り扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。